

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 4 月 28 日

株式会社じげん

2026年4月28日

東京都港区虎ノ門三丁目四番八号
株式会社じげん
代表取締役 平尾 丈

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

当社（以下「甲」といいます。）は、保険マンモス株式会社（以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、乙のFP紹介事業（リーズ事業及びイベント事業）に関して有する権利義務を甲が承継する吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。本分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

本別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

甲は、本分割の承継対象権利義務に代わる対価として、乙に対し、金418百万円相当の甲の株式を交付いたします。なお、本吸収分割の対価については、事業の将来性、収益性等を総合的に勘案し、当事者間での交渉・協議により、公正妥当な価格として合意に至ったものです。

3. 吸収分割会社（乙）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

本別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）
該当事項はありません。

4. 吸収分割存続会社（甲）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本分割の効力発生後における甲の資産の額は、負債の額を上回ることが十分に見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

本別紙 1 (吸収分割契約の内容)

(次頁以降に添付のとおり)

吸収分割契約書

保険マンモス株式会社（以下「分割会社」という。）及び株式会社じげん（以下「承継会社」という。）は、分割会社はそのFP紹介事業（リース事業及びイベント事業を指し、以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割の方法により承継会社に承継させること（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり合意し、吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本件吸収分割）

分割会社は、本契約の規定に従い、本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「吸収分割実行日」という。）をもって、分割会社はその本件事業に関して有する第4条第1項に規定する承継対象権利義務を、吸収分割の方法により承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する。

第2条 （本件吸収分割の当事者）

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 吸収分割会社

商号：保険マンモス株式会社

住所：東京都港区芝五丁目29番20号

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社じげん

住所：東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

第3条 （吸収分割実行日）

吸収分割実行日は、2026年6月1日（以下、「吸収分割実行日」という）とする。但し、本件吸収分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条 （承継対象権利義務）

- 本件吸収分割により分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 本件吸収分割により分割会社から承継会社に承継される債務その他の義務の引受けは、免責的債務引受の方法によるものとする。

第5条 （分割対価の交付）

承継会社は、本件吸収分割に際して、分割会社に対し、金418百万円相当のじげん社株式

を、吸収分割実行日の月末日までに交付することで支払う。なお、じげん社株式の1株あたりの金額は、支払日前月の東京証券取引所におけるじげん社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で算出する。

第6条（資本金及び準備金）

承継会社は、本件吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（株主総会による承認等）

分割会社及び承継会社は、吸収分割実行日の前日までに、株主総会及び取締役会（承継会社においては取締役会のみ）による本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（善管注意義務）

分割会社は、吸収分割実行日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、承継会社の書面による事前承諾なくして本件事業及びこれに属する財産に重大な変更を加えず、また本件吸収分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条（対抗要件具備等）

1. 分割会社及び承継会社は、承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を実施する。
2. 前項に定める手続に要する費用・公租公課は、別段の合意のない限り、承継会社が負担する。

第10条（本契約の変更等）

本契約の締結日から吸収分割実行日までの間において、本件事業又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件吸収分割の実行の障害となり得る重大な事象が発生又は判明した場合には、分割会社及び承継会社は協議の上、合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条（本契約の解除）

吸収分割実行日の前日までに、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、分割会社及び承継会社は協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（秘密保持）

1. 分割会社及び承継会社は、本契約の存在及び内容、本契約の交渉の経緯及び内容、並

びに、本契約の交渉及び履行の過程において書面又は口頭その他方法の如何を問わず、相手方当事者より受領した相手方当事者に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。また、秘密情報を開示する当事者を「開示当事者」といい、秘密情報を受領する者を「受領者」という。）をいかなる者に対しても開示し、又は漏洩してはならず、また、かかる秘密情報を本契約の締結及び本件吸収分割の実行以外の目的のために使用してはならない。但し、各受領者は、本契約の締結及び本件吸収分割を実行するために合理的に必要な限度で、自ら、親会社及び子会社の役職員、アドバイザー、主幹事証券会社及び取引金融機関に対して秘密情報を開示することができる。その場合、当該開示をした受領者は、秘密情報の開示又は提供を受けた者が、開示された秘密情報を他の第三者に開示し、又は他の目的に使用することがないように、これらの者に対して本契約に基づく秘密保持義務を遵守させるものとし、そのために必要な合理的措置を講じる。また、各受領者は、本項に基づき自己が秘密情報を開示又は提供した者による秘密保持義務違反について、開示当事者に対して一切の責任を負う。

2. 以下の情報については秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示当事者から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示当事者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示当事者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第 1 項の規定にかかわらず、受領者は、法令等又は政府機関等の判断等により要求された場合には、あらかじめ開示当事者に書面で通知した上、必要最小その限度において秘密情報を開示することができる。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、分割会社の開示に係る秘密情報のうち本件事業に関する情報の秘密保持義務については、承継会社は吸収分割実行日までに限りこれを負うものとし、吸収分割実行日以降、分割会社は、本件事業に関する一切の情報について、本条に定める秘密保持義務を負う。但し、第 11 条に基づき本契約が解除された場合、解除の日以降、承継会社は、本件事業に関する一切の情報について、本条に定める秘密保持義務を負う。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上決定する。

第 14 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、各 1 通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に分割会社及び承継会社がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2026 年 3 月 30 日

分割会社：東京都港区芝五丁目 29 番 20 号
保険マンモス株式会社
代表取締役 古川徹

承継会社：東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号
株式会社じげん
代表取締役社長執行役員 CEO 平尾丈

承継対象権利義務明細表

1. 資産

(1) 流動資産

- ① 現金・預金 なし
- ② 本件事業に属する売掛金、貯蔵品、短期貸付金、貸倒引当金及びその他の流動資産

(2) 固定資産

1. 有形固定資産

本件事業に属する工具器具備品等の有形固定資産

2. 無形固定資産

- エデュケーション事業、住友生命案件で生成されたコンテンツ及び保険募集代理店事業のいずれにも属さないウェブサイト構成物、ソフトウェア等の無形固定資産(ただし、コーポレートサイトに属するものは除く)。
- 承継対象のドメイン及び商標については別紙2に定める。
- 「保険マンモス」のドメイン(hoken-mammoth.com)及び商標(登録6795722)については、承継対象とするが、承継会社から分割会社に対し、分割会社の事業に必要な範囲及び期間において無対価で利用することを許諾する。

3. 投資その他の資産

本件事業に属する子会社株式その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

- 本件事業に属する前受金、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税、返金調整引当金等の流動負債
- 承継会社からの借入金

(2) 固定負債

承継会社からの借入金及び本件事業に属する他の固定負債

3. 雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

4. 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

■承継対象ドメイン

1. hoken-mammoth.com
2. hoken-mammoth.jp
3. hokenshop-mammoth.jp
4. fp-search.com
5. giftservice.jp

なお、上記以外に、本件事業に属するドメインがある場合は、当該ドメインも承継対象とする。

■承継対象商標

1. F P のチカラ (登録 5845225)
2. § F P F P のチカラ (登録 5845226)
3. H o k e n - M a m m o t h \ 保険ショップマンモス (登録 5964730)
4. 保険ショップマンモス (登録 5964731)
5. お金とほけんの健康診断(登録 6782824)
6. 保険マンモス(登録 6795722)

以上

本別紙 2 (吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)
(次頁以降に添付のとおり)

(第 20 期定時株主總會招集通知添付資料)

第 20 期 報告書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

事業報告

附属明細書 (事業報告關係)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

附属明細書（計算書類関係）

保険マンモス 株式会社

事業報告

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2024 年度の日本経済は、自然災害や製造業の一時的な停滞などが影響いたしましたが、高水準の賃上げやインバウンド需要の回復に支えられ、緩やかな回復基調を維持いたしました。円安の進行により、輸出比率の高い上場企業を中心に業績が向上し、株価も史上最高値を更新しております。2024 年度の実質 GDP は前年比 0.1% 成長と微増になりました。また、日銀は金融政策の正常化を進め、マイナス金利を解除いたしました。

このような状況下において、当第 20 期の売上高は 742,894 千円（前期比 9.75% 減）、営業利益は▲18,654 千円、経常利益は▲15,026 千円となりましたが、当期純利益は 14,882 千円（前期比 199.42% 増）となりました。

なお、一時的な費用計上である 27,182 千円を除外した場合の参考値としては、営業利益は +8,528 千円、経常利益は +12,157 千円となります。

(2) 資金調達等についての状況

1. 資金調達

親会社から、2024 年 9 月に 2 億円の借入を行いました。

2. 設備投資

該当する事項はありません。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する事項はありません。

4. 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当する事項はありません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(3) 主要な営業拠点並びに使用人の状況

1. 主要な営業拠点

名称	所在地
本社	東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田

2. 使用人の状況

従業員数	前期末比増減
31名	1名減

(注) 使用人数は正社員数であり、臨時雇用者数(契約社員、派遣社員及びアルバイト)は含みません。

(注) 使用人兼務役員を1名含んでいます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社じげん	100,000 千円	65.7% (0%)	ライフサービスプラットフォーム事業

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

(人的・資本的関係)

当社の親会社である株式会社じげんは、当社の議決権の65.7%を所有しております。また、当社は親会社から兼務役員、出向者の派遣を受けております。

② 重要な子会社の状況

当社に子会社はありません。

(5) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社じげん	200,000 千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000 株
- (2) 発行済株式の総数 286 株
- (3) 株主数 2 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社じげん	188 株	65.7%
古川 徹	98 株	34.3%

3.新株予約権等に関する事項

該当事項なし

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 徹	
取締役	佐藤 真治	株式会社じげん 取締役
取締役	波多野 佐知子	株式会社じげん 取締役
取締役	西田 篤史	管理本部長
監査役	矢島 茉莉	株式会社じげん 監査役

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
大田 みのり	2024 年 8 月 30 日	専務取締役
花岡 正幸	2024 年 8 月 30 日	取締役
漆山 伸一	2024 年 8 月 30 日	監査役

附属明細書（事業報告関係）

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	137,518	流動負債	107,551
現金及び預金	67,423	未払金	47,360
売掛金	66,038	未払費用	83
親会社債権	115	未払法人税等	175
前渡金	585	未払消費税等	6,849
前払費用	3,256	前受金	7,601
預け金	100	預り金	896
固定資産	39,865	賞与引当金	11,500
有形固定資産	6,685	親会社債務	1,006
工具器具備品	14,042	リース債務(流動)	2,079
建物(除却債務)	1,950	1年以内返済関係会社長期借入金	30,000
建物(除却債務)減価償却累計額	△1,868	固定負債	183,696
工具器具備品減価償却累計額	△7,438	退職給付引当金	6,500
投資その他の資産	33,184	関係会社長期借入金	170,000
差入保証金	5,424	リース負債(固定)	5,246
長期前払費用	112	資産除去債務	1,950
繰延税金資産	27,643	負債合計	291,248
長期貸付金	1,921	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1,916	株主資本	△113,859
		資本金	35,800
		利益剰余金	△149,659
		その他利益剰余金	△149,659
		繰越利益剰余金	△149,659
		純資産合計	△113,859
資産合計	177,389	負債・純資産合計	177,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		742,894
売上原価		451,292
売上総利益		291,601
販売費および一般管理費		310,256
営業損失		18,654
営業外収益		5,181
営業外費用		1,552
経常損失		15,026
特別利益		5,575
債務免除益	5,575	
特別損失		3,130
固定資産除却損	1,214	
貸倒引当金繰入額	1,916	
税引前当期純損失		12,581
法人税、住民税及び事業税		180
法人税等調整額		△27,643
当期純利益		14,882

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	35,800	-	-	-	-	△164,541	△164,541	-	△128,741
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	14,882	14,882	-	14,882
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,882	14,882	-	14,882
当期末残高	35,800	-	-	-	-	△149,659	△149,659	-	△113,859

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会社方針にかかる事項に関する注記

1-1. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は次の通りです。

- ・工具、器具及び備品 5～8年

(2)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 5年～6年

1-2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたっては、過去の支給実績および将来の見積もりに基づき合理的に見積もった金額を計上しております。

(3)賞与引当金

2025年3月末時点の社員の在席状況および給与額を元に、賞与支給額の見込みを算出するとともに、過去実績からインセンティブの発生を上乗せした金額を計上しております。

1-3. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に保険相談サービスとイベント事業におけるもので、保険相談サービスにおいては、顧客情報提供サービス契約に基づく年会費およびマッチング時における提携FPと顧客との面談実現をもって収益を認識し、イベント事業にお

いては、イベントの開催成立と集客状況によって収益を認識します。

また、保険代理店事業は、保険会社からの手数料収入（新規・更新）をもって収益を認識します。

費用については、主に集客にかかるものとなりますが、イベント事業においては、集客費用以外に、イベント運営にかかる備品や人件費等を費用と認識しています。

附属明細書（計算書類関係）

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物(除去債務)	1,056	—	—	975	81	1,868
	工具器具備品	8,538	—	—	1,933	6,604	7,438
	計	9,594	—	—	2,908	6,685	9,307

（注）無形固定資産はございません。

2.引当金の明細

（単位：千円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	—	15,235	△13,319	1,916
賞与引当金	—	22,590	△11,090	11,500
退職給付引当金	—	6,500	—	6,500

3.販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	14,793	
給料手当	131,668	
賞与	18,700	
賞与引当金繰入	10,000	
退職金	790	
法定福利費	32,523	
福利厚生費	576	
退職給付費用	6,500	
採用教育費	3,311	
外注費	11,182	
荷造運賃	1,707	
交際費	188	
会議費	888	
旅費交通費	6,572	
通信費	24,315	
販売促進費	4,746	
消耗品費	447	
水道光熱費	1,162	
図書教育費	1,133	
諸会費	146	

支払手数料	1,367	
地代家賃	19,739	
リース料	636	
保険料	2,813	
租税公課	1,966	
支払報酬料	4,876	
寄付金	82	
減価償却費	4,018	
出向費	3,280	
業務委託費	119	
計	310,256	

4.その他の重要な事項

該当する事項はありません。

監査報告書

私監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、2024年9月1日に監査役に就任の後、就任前の期間における監査事項につき、取締役及び使用人等から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査いたしました。

また、就任後の期間における監査事項については、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月21日

保険マンモス株式会社

監査役 矢島 茉莉 ㊞